

分担金・拠出金の名称		国際刑事裁判所 (ICC) 分担金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	2,923,307千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称		国際刑事裁判所 (ICC)	分担金			B
国際機関等の概要及び成果目標		(1) 当該機関の設立経緯等・目的 ICCは、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪といった国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を犯した個人を国際法に基づき訴追・処罰するために2002年に設立された歴史上初の常設の国際刑事法廷。裁判所はハーグに所在し、同裁判所の設立条約である「国際刑事裁判所に関するICCローマ規程」の締約国数は124か国。 (2) 拠出に当たっての成果目標 ICCへの拠出を通じて、質の高い捜査と実効的で迅速な裁判が行われるよう支援し、国際社会における法の支配の確立に貢献することを目標とする。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・ICCは、唯一の常設国際刑事法廷として、現在9か国における10の事態を扱い、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を犯した個人の刑事責任を追及すべく、質の高い捜査と実効的な裁判を実施しており、捜査から被疑者の逮捕、裁判、刑の言い渡しまでの刑事司法サイクルを実現するよう尽力している。また、上記とは別の10の事態について、ICCが捜査を行う条件が整っているかについての予備的検討も同時に進めている。 ・ICCは、これらの事態について、捜査・訴追状況をウェブサイトで公表している。 ・ICCは、裁判所として独立して捜査、裁判を行っているが、国連との間の協定に基づき、ICCから国連への活動報告、事態国における治安協力等を行っている。 ・ICCの目的である国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて、国際の平和と安全の維持に貢献し、国際社会における法の支配の確立を促進する観点から、日本はICC締約国会議において強い発言権を維持することにより、ICCの適切な運営を監督・支援してきている。 ・具体的には、締約国会議の下に設置された、法律問題や裁判所の運営にかかる事項を扱う関連作業部会において共同議長やフォーカルポイントを務めるほか、議長団会合を含む全ての会合・委員会等に出席し、議論を牽引してきている。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・ICCは執行済みの予算に係る外部監査結果を公表しており、2015年決算については、2016年6月に実施された外部監査の結果、監査報告書が同年8月に加盟国に配布された。また、同監査報告書は同年11月の締約国会議に提出され、ICCウェブサイトでも公表されている。 ・評価結果を踏まえて書記局が策定した予算案が予算財務委員会(財務予算問題の独立した専門家で構成。我が国は常時委員を派遣。)の審議に付され、必要不可欠な予算に絞り込んだ上で、締約国との予算協議によって更に絞り込むプロセスを確立し、健全な財政基盤と透明性のある予算策定プロセスを維持している。 ・ICC書記局は2015年に、組織の効率的運営を図る目的で、書記局内部機構の整理統合、職員の配置換等を行う組織改革を実施した。また、検察局でも、2015年、増大する活動に対応し効率的な捜査を行うため、2016-18年の3か年戦略に基づき、中期的な活動規模及び所要人員体制モデルを提示した。こうした組織改革及びモデル構築が今後の予算策定に活かされるよう、ICC側と締約国側との間で検討が行われている。 ・ICC書記局が2015年に実施した組織改革について、締約国会議の決議に基づき、2016年4月及び9月に外部監査法人による本組織改革の結果及び実施状況に関する外部監査が実施され、監査報告書は2016年11月の締約国会議に提出、公表された。 ・同外部監査では、この組織改革により、書記への指揮命令系統の合理化、在外オフィスの権限強化による業務合理化等の成果が見られることを指摘する一方、本組織改革で一定の人員及びコスト削減が達成されたものの、この削減は、新庁舎への移転と裁判所の活動増大により追加的な人員とコストが必要になったために相殺されたとした。 ・日本は、作業部会及び締約国会議における予算審議及び書記局との協議を通じて、締約国拠出金の執行状況を監督している。				

II 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・ICCは、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追・処罰を行っており、日本の分担金は、犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者や証人の保護等の活動のために使われている。このことは、日本の外交政策の柱である国際社会における法の支配の促進に貢献するものである。 ・ICC及び締約国会議の活動の費用は締約国の分担金によって賄われており、日本の分担率は、124か国の締約国中トップ(2016年度は約16.5%)であり、ICCは日本の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。 ・ICC締約国会議及びその下部組織(議長団会合、各作業部会等)に参加し、議論への参加を通じてICCの運営を監督・支援している。 ・2016年には書記が、2017年には裁判所長が訪日し、政務レベルを含む政府関係者との意見交換・協議において、日本のICCに対する立場、貢献等についてICC側にハイレベルで伝達したほか、国内主要大学での講演等をそれぞれ行い、ICCの活動及び日本の貢献について対外発信を行う良い機会となった。 ・日本は、締約国会議及びその下に設置された、法律問題や裁判所の運営にかかる事項を扱う関連作業部会等において共同議長やフォーカルポイントを務めるほか、議長団会合を含む全ての会合・委員会等に出席し、日本の立場をインプットしつつ議論を牽引してきている。 ・国際社会における法の支配の強化は日本の外交政策の柱の一つであり、ICCによる最も重大な犯罪の訴追・処罰を支援することにより国際の平和と安定の維持に貢献するものとして有益。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・ICCにおいては、日本人職員(専門職以上)が7名おり、全職員数(専門職以上)に占める割合は1.6%となっている(望ましい職員数の水準は約10%)。前年同期比の日本人職員数は4名であったが、2016年に新たに日本人職員の採用が進んだことによるもの。 ・Dレベル相当以上の幹部クラスでは、2016年にD1レベルで日本人1名が採用された。(以上はいずれも2017年3月現在。) ・ICCの裁判官、委員等選挙によるポストにおいては、継続的に我が国出身者を輩出。裁判官(全18名)については2007年の加盟以来一貫して輩出し、現職の尾崎久仁子裁判官は2015年3月から裁判所第二次長を務める。 ・予算財務委員会(外部専門家で構成し予算審査等を実施、全12名)においては、2009年以降継続して委員を派遣しており、現職は小嵯仁史委員。 ・裁判官指名諮問委員会(裁判官候補の資質評価を実施、全9名)においては、2015年11月に我が国の福田博委員が再選し、現在2期目を務める。 ・2016年1月には、ICC締約国として初のJPO(ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー)派遣取決めに署名し、2016年度の選考試験で採用された2名のJPOが2017年中にICCに派遣される予定。 ・ICCは、地理的配分ポストについて、望ましい専門職以上の日本人職員数を41名～55名と算出しており、現在の日本人職員数は7名のため、現時点では望ましい水準に達していない。ただし、ICCにおける意思決定は締約国会議で行われるものであり、日本人職員の数にかかる意思決定に直結していない。 ・ICCの意思決定機関である締約国会議において、日本は、締約国会議の補助機関である議長団会合に議席を確保しており、締約国会議の運営に関わる重要事項の議論・決定に関わってきている。また、全ての作業部会等に出席し(一部の作業部会等では共同議長やフォーカルポイントを務める。)、議論に積極的に参加し、意思決定に影響力を有している。 ・2016年にICC書記が訪日した際には、国内主要大学で講演し、学生や若手研究者を対象にICCでの業務等について語り、意見交換をする機会を持った。また、訪日の際に、日本との間で、ICCとして初のJPO派遣取決めに署名した。 ・在外公館を通じて、随時、書記局幹部や人事担当部門との間で意見交換を行っており、日本人の応募者がある際には、書記局への働きかけを行っている。また、外務本省においても、ICC幹部と接触する機会に、日本人職員増強に関する申し入れを行っている。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	PLAN:ICCの予算案は、書記局が作成した後、個人資格で締約国により選出される予算財務問題の専門家で構成される予算財務委員会(CBF)による審議を経て、年1回の締約国会議において承認される。不明朗な支出項目があれば締約国が異議を申し立てることができる。 DO:承認された予算は、ICCによる捜査・訴追に係る活動に使用される。締約国会議の下にある関連作業部会及び委員会での審議を通じて、ICCの活動及び裁判所行財政運営をモニタリング。 CHECK:CBF及び締約国会議において予算執行状況が確認されるほか、外部監査が行われている。更に、ICC内外の委員によって構成される独立監督メカニズムが設置されている。 ACT:年間を通じて開催される関連作業部会及び委員会で予算執行、ICCの活動等について議論されるほか、必要に応じて裁判所長、書記、検察官との協議を通じた活動報告・意思疎通の機会が設けられる。 ・予算審議・交渉において、他の主要財政拠出国と協調しつつ、書記局及び予算財務委員会との協議を通じて、真に必要な費目・使途に基づく予算策定を行ってきている。
	担当課室名	国際法課